

資料3－1

(国民生活基礎調査)

審査メモ

1 国民生活基礎調査の変更

国民生活基礎調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「報告を求める事項」、「集計事項」等を以下のとおり変更することとしている。

（1）報告を求める事項の変更

【世帯票、世帯に係る事項】		
<p>ア 世帯を離れている者の人数</p> <p>これまで、社会福祉施設の入所者に包含して把握していた障害者支援施設の入所者を区分して把握するための選択肢を追加する。</p> <p>これに伴い、「社会福祉施設に入所している者がいる」場合について、「3 老人福祉施設に入所している者がいる」「4 障害者支援施設に入所している者がいる」「5 3, 4以外の社会福祉施設に入所している者がいる」の3区分から選択する形式に変更する。</p> <p style="text-align: center;">変更案</p> <p>質問2 現在は、単身赴任などで世帯を離れているが、その前は、一緒に住まいで生計を共にしていた方がいる場合は、あてはまるすべての番号に○をつけ、それぞれの人数を記入してください（いない場合は、7に○をつけてください。）。</p> <p>1 単身赴任で世帯を離れている者がいる → <input type="checkbox"/>人 2 学業のため世帯を離れている者がいる → <input type="checkbox"/>人 社会福祉施設に入所している者がいる 3 老人福祉施設に入所している者がいる → <input type="checkbox"/>人 4 障害者支援施設に入所している者がいる → <input type="checkbox"/>人 5 3,4以外の社会福祉施設に入所している者がいる → <input type="checkbox"/>人 6 病院に長期入院している（住民登録を病院に移している。）者がいる → <input type="checkbox"/>人 7 1～6の者はいない → <input type="checkbox"/>人</p> <p>※ 1～6に該当する方は、この調査の世帯員とはなりませんので、質問1の人数には含めないでください。 裏面に続きます。</p>		
<p style="text-align: center;">現 行</p> <p>質問2 現在は、単身赴任などで世帯を離れているが、その前は、一緒に住まいで生計を共にしていた方がいる場合は、あてはまるすべての番号に○をつけ、それぞれの人数を記入してください（いない場合は、6に○をつけてください。）。</p> <p>1 単身赴任で世帯を離れている者がいる → <input type="checkbox"/>人 2 学業のため世帯を離れている者がいる → <input type="checkbox"/>人 3 老人福祉施設に入所している者がいる → <input type="checkbox"/>人 4 社会福祉施設（老人福祉施設を除く。）に入所している者がいる → <input type="checkbox"/>人 5 病院に長期入院している（住民登録を病院に移している。）者がいる → <input type="checkbox"/>人 6 1～5の者はいない → <input type="checkbox"/>人</p> <p>※ 1～5に該当する方は、この調査の世帯員とはなりませんので、質問1の人数には含めないでください。 裏面に続きます。</p>		

（審査結果）

本調査事項において、従来、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項の規定に基づく障害者支援施設^(注)の入所者については、社会福祉施設の入所者に包含して把握していたが、近年、障害者支援施設の利用者及びその世帯の高齢化が課題となっており、当該施設に障害者を入所させている世帯

への支援方策について検討するため、社会福祉施設に入所している者の内訳として障害者支援施設に入所している者を区分して把握可能となるよう選択肢を追加するものである。

(注) 障害者支援施設とは、障害者に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う施設のことをいう。

これについては、把握目的及び利活用の観点からみて、当該選択肢の設定の妥当性等について検討する必要がある。

(論点)

- 1 近年、障害者支援施設の利用者及びその世帯の高齢化が課題となっているとしているが、具体的にどのような状況になっているのか。
- 2 本調査事項に係る結果については、具体的にどのような分析を行い、どのように活用することを想定しているのか。そのため、どのようなクロス集計等を考えているのか。
- 3 把握目的及び利活用の観点からみて、当該選択肢の設定は適切か。
- 4 障害者支援施設の範囲や内容について、報告者が戸惑ったりすることなく、適切に記入できるよう必要な措置を講じているか。

【世帯票、世帯員に係る事項】

イ 乳幼児（小学校入学前）の保育状況（小学校入学前の者のみ）

平成27年4月に新たな幼保連携型認定こども園が創設され、認定こども園制度が拡充されたことから、「認定こども園」の選択肢を追加する。

変更案

質問8 乳幼児（小学校入学前）の保育状況

日中に保育をしている方及び乳幼児が通所・通園している施設のすべての番号に○をつけてください。

- | | |
|-----------|----------|
| 1 乳幼児の父母 | 5 幼稚園 |
| 2 乳幼児の祖父母 | 6 認定こども園 |
| 3 認可保育所 | 7 その他 |
| 4 認可外保育施設 | |

現 行

質問8 乳幼児（小学校入学前）の保育状況

日中に保育をしている方及び乳幼児が通所・通園している施設のすべての番号に○をつけてください。

- | | |
|-----------|-------|
| 1 乳幼児の父母 | 5 幼稚園 |
| 2 乳幼児の祖父母 | 6 その他 |
| 3 認可保育所 | |
| 4 認可外保育施設 | |

(審査結果)

本調査事項は、小学校入学前の乳幼児の保育状況について把握するため設けられたものである。今回調査において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正に基づき、平成27年4月から就学前教育と保育を制度的に一体として提供する新たな幼保連携型認定こども園が創設され、認定こども園制度が拡充されたことに伴い、「認定こども園」の選択肢を追加するものである。

これについては、認定こども園制度の改正に伴い、認定こども園への通園者の増加が今後見込まれるため、該当する選択肢を追加するものであり、また、乳幼児（小学校入学前）の保育状況をより的確に把握することから、適当であると考える。

ウ 教育（15歳以上の者のみ）

「小学・中学」及び「高校・旧制中」に現在在学中又は最終卒業学校が当該学校である者のうち、「特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した者を把握する選択肢を追加する。また、これに伴い、設問文に追加記載する。

変更案

質問10 教育

現在、学校に在学しているかどうかお答えください。
「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。
予備校などはここでいう学校には含めません。
・「1 小学・中学」又は「2 高校・旧制中」に○をつけた方で「1 特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した方はこちらにも○をつけてください。

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| 1 在学中 | 1 小学・中学 |
| 2 卒業 | 2 高校・旧制中 |
| 3 在学した
ことがない | 3 専門学校
4 短大・高専
5 大学
6 大学院 |
| | 1 特別支援学校・
特別支援学級 |

現 行

質問10 教育

現在、学校に在学しているかどうかお答えください。
「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。
予備校などはここでいう学校には含めません。

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| 1 在学中 | 1 小学・中学 |
| 2 卒業 | 2 高校・旧制中 |
| 3 在学した
ことがない | 3 専門学校
4 短大・高専
5 大学
6 大学院 |

（審査結果）

本調査事項は、各世帯員の教育の状況（在学中・卒業（最終卒業学校））を把握するためのものである。今回調査において、近年、障害者の雇用者数は毎年過去最高を更新^(注1)している一方で、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定に基づき定められている企業の法定雇用達成割合^(注2)が平成26年時点で約45%^(注3)であることを踏まえ、更なる障害者雇用促進施策等について検討するため、障害者の教育状況を把握する必要があるとして、特別支援教育^(注4)である特別支援学校・特別支援学級に在学中又は卒業した者の状況を把握するための選択肢を追加することとしている。

（注1）民間企業における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用者数は、平成24年が約38万人、25年が約41万人、26年が約43万人となっている。

（注2）身体障害者及び知的障害者については、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるため、事業主等に障害者雇用率（常用労働者の数に対する障害者の雇用割合）の達成義務を課すことにより、それを保障するものであり、平成25年4月以降、民間企業（従業員50人以上の企業）では2.0%の障害者雇用率を達成することが義務付けられている。なお、精神障害者については、雇用義務が課されていないが、雇用した場合は、障害者雇用率の算定に加えられることとなっている。

（注3）厚生労働省が取りまとめた平成26年障害者雇用状況の集計結果である。

（注4）特別支援教育とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

特別支援教育には、①従来の盲学校、聾学校及び養護学校から移行した障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う「特別支援学校」、②障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行う「特別支援学級」、③小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害（言語障害、

自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害者（ADHD）等の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間で行う「通級による指導」がある。

これについては、把握目的、利活用、報告者負担、把握可能性の観点からみて、当該選択肢の追加の妥当性等について検討する必要がある。

（論点）

- 1 本調査結果については、どのような分析を行い、具体的にどのような施策に活用することを想定しているのか。そのため、どのようなクロス集計等を考えているのか。
- 2 追加する選択肢に該当する者はどのくらいいると見込まれるのか。報告者数が限られると思われる中で、有意な調査結果を得ることができるのか。
- 3 厚生労働省では、以下のような障害者を対象とする調査等を実施しており、当該選択肢を追加することによる本調査結果への影響をも鑑み、これらの調査等において併せて教育状況を把握することにより、代替することは考えられないか。
 - ① 障害者雇用実態調査（一般統計調査。5年周期。直近は平成25年度に実施）において、事業所（約13,000事業所）を対象に常用雇用している全ての障害者の雇用形態、賃金、労働時間等を把握しているほか、雇用されている障害者個人を対象に障害の程度や従事する仕事の内容、過去の職歴、現在の職場環境等を把握している。
 - ② 生活のしづらさなどに関する調査（仮称）（一般統計調査。平成28年度実施予定）では、在宅の障害児・者等（約27,000人）を対象に生活実態等を把握することとしている。
なお、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営を行っている障害者職業総合センターでは、平成20年度から「障害のある労働者の職業サイクルについての調査研究」において、障害のある労働者の就職、就業の継続及び職業生活の維持・向上等の職業サイクルの全体像を明らかにするためのパネル調査（同一の対象者を継続して調査する方法）を実施しているところである。
- 4 特別支援学校及び特別支援学級を卒業した者の中には、「小学・中学」と「高校・旧制中」を卒業後に進学している者もいる^(注)ことから、把握目的及び利活用の観点からみて、学校種を「小学・中学」と「高校・旧制中」に限定せずに特別支援学校及び特別支援学級の卒業の有無を把握する必要はないか。

（注）平成27年度学校基本調査（速報）（文部科学省所管の基幹統計調査）では、特別支援学校高等部の卒業者20,463人のうち、大学等進学者が451人、専修学校（専門課程）進学者が48人となっている。

なお、特別支援学校中学部の卒業者9,967人のうち、高等学校等進学者が9,798人、専修学校（高等課程）進学者が6人、また、中学校特別支援学級の卒業者17,342人のうち、高等学校等進学者が14,990人、専修学校（高等課程）進学者が276人となっている（中学校特別支援学級の卒業者については、平成26年度学校基本調査の調査結果。）。

- 5 特別支援教育には、特別支援学校及び特別支援学級以外に通級による指導もあり、把握目的・利活用の観点からみて、これも含めて把握する必要はないか。

エ 飲酒の状況（20歳以上の者のみ）

1日当たりの飲酒量を清酒に換算して把握するに当たり、目安となる清酒のアルコール度数を示すとともに、清酒1合に相当する他のアルコール飲料の量・度数を明確にする。

変更案

補問12-1 お酒を飲む日は1日あたり、どのくらいの量を飲みますか。
清酒に換算し、あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 1合(180ml)未満 | 4 3合以上4合(720ml)未満 |
| 2 1合以上2合(360ml)未満 | 5 4合以上5合(900ml)未満 |
| 3 2合以上3合(540ml)未満 | 6 5合(900ml)以上 |

※ 清酒1合(アルコール度数15度・180ml)は、次の量にはほぼ相当
ビール中瓶1本(同5度・500ml)、焼酎0.6合(同25度・約110ml)、ワイン1/4本(同14度・約180ml)、
ウイスキーダブル1杯(同43度・60ml)、缶チューハイ1.5缶(同5度・約520ml)

現 行

補問12-1 お酒を飲む日は1日あたり、どのくらいの量を飲みますか。
清酒に換算し、あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 1合(180ml)未満 | 4 3合以上4合(720ml)未満 |
| 2 1合以上2合(360ml)未満 | 5 4合以上5合(900ml)未満 |
| 3 2合以上3合(540ml)未満 | 6 5合(900ml)以上 |

※ 清酒1合(180ml)は、次の量にはほぼ相当
ビール・発泡酒中瓶1本(約500ml)、焼酎20度(135ml)、焼酎25度(110ml)、
焼酎35度(80ml)、チューハイ7度(350ml)、ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)

(審査結果)

本調査事項は、1日当たりの飲酒量について、清酒1合を単位として清酒換算で把握するものであり、清酒1合に換算するに当たっての基準について、公益社団法人アルコール健康医学協会が示しているアルコール摂取量の基準に準じて変更するものであり、おおむね適当であると考えるが、例示されている基準が、報告者からみて分かり易いものとなっているか検討する必要がある。

(論点)

- 前回調査まで示されていた清酒1合への換算基準を今回基準に変更する具体的な理由は何か。変更することによって、結果利活用の面から、どのような有用性があるのか。
- 今回基準については、前回基準から一部変更されているが、報告者が記入するに当たり、分かりにくかったり、判断に迷ったりするなどの問題が生じないものとなっているか。例えば、「焼酎20度(135ml)」及び「焼酎25度(110ml)」が「焼酎0.6合(同25度・約110ml)」と「焼酎20度」に係る記述がなくなったり、同じ酒類でも前回と表記内容が異なっているものが見られるが問題ないか。また、「発泡酒」や「第3のビール」といった出荷量(消費量)が増加しているアルコール種類の記載がみられないが、追加しなくてもよいのか。

【健康票】

オ 健診等の受診状況等

過去1年間に健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）を受けた者について、どのような機会に健診等を受診したかを把握する設問を追加する。

変更案

質問15 あなたは過去1年間に、健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）を受けたことがありますか。
注：次のようなものは健診等には含まれません。
がんのみの検診、妊娠婦検診、
歯の健康診査、
病院や診療所で行う診療としての検査

1 あ る 2 な い → 補問15-2へ

補問15-1 どのような機会に健診等を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

非 1～3の各機関が指示する医療機関で受けた場合は、それぞれの機関の番号に○をつけてください。

- 1 市区町村が実施した健診
- 2 駅の先、又は健康保険組合等が実施した健診
- 3 学校が実施した健診
- 4 人間ドック（上記1～3以外の健診で行うもの）
- 5 その他

【補問15-2は質問15で「2 ない」と答えた方のみお答えください。】

補問15-2 それは、どのような理由で受けなかったのですか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 01 知らなかつたから | 08 健康状態に自信があり、必要性を感じないから |
| 02 時間がとれなかつたから | 09 心配な時はいつでも医療機関を受診できるから |
| 03 場所が遠いから | 10 結果が不安なため、受けたくないから |
| 04 費用がかかるから | 11 めんどうだから |
| 05 検査等（献血、青カマラ等）に不安があるから | 12 その他 |
| 06 その時、医療機関に入通院していたから | |
| 07 毎年受ける必要性を感じないから | |

現 行

質問15 あなたは過去1年間に、健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）を受けたことがありますか。
注：次のようなものは健診等には含まれません。
がんのみの検診、妊娠婦検診、
歯の健康診査、
病院や診療所で行う診療としての検査

1 な い 2 あ る → 質問16へ

補問15-1 それは、どのような理由で受けなかったのですか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 01 知らなかつたから | 08 健康状態に自信があり、必要性を感じないから |
| 02 時間がとれなかつたから | 09 心配な時はいつでも医療機関を受診できるから |
| 03 場所が遠いから | 10 結果が不安なため、受けたくないから |
| 04 費用がかかるから | 11 めんどうだから |
| 05 検査等（献血、青カマラ等）に不安があるから | 12 その他 |
| 06 その時、医療機関に入通院していたから | |
| 07 每年受ける必要性を感じないから | |

（審査結果）

本調査事項は、過去1年間の健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の受診状況を把握するものであるが、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中短期工程表において、健診受診率に係る成果目標（2020年までに80%（特定健康診査^(注)を含む。））が掲げられたことから、この達成に向けて実効性のある対策を講じるため、受診機会の傾向を把握する必要があるとして、健診等を受診した場合、どのような機会に受診したかを把握する設問を新たに追加するものであり、やむを得ないものと考えるが、把握目的及び利活用の観点からみて、当該設問の追加は妥当か、また、選択肢の設定は妥当か検討する必要がある。

なお、本調査事項については、前々回の大規模調査である平成22年調査までは、今回と同様の設問により受診機会を把握していたが、前回の大規模調査の25年調査では、健康票において、他に新規の調査事項を追加したことから、報告者負担の軽減を図るために削除したものであるが、上記のとおり、今回、調査事項として復活することとしているものである。

(注) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定に基づき、医療保険者は、当該年度の4月1日における加入者（被保険者及び被扶養者）であって、当該年度において40歳以上74歳以下の者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を行うこととされている。ただし、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき事業主が実施する健診には特定健康診査の項目が含まれていることから、医療保険者がその結果を事業主等から受領できる場合は、別途、特定健康診査を受ける必要はない。

なお、特定健康診査の実施率は、平成25年度で47.6%である。

(論点)

- 1 本調査事項に係る結果については、具体的にどのような分析を行い、どのように活用することを想定しているのか。そのため、どのようなクロス集計等を考えているのか。
- 2 選択肢を設定するに当たっての考え方とは何か（例えば、受診機会が多いと思われる事項の順位）。選択肢のうち「5 その他」は、どのような場合を想定したものか。また、報告者が記入に当たって、戸惑ったりすることなく、適切に記入できるよう所要の措置が講じられているか。

【健康票】

力 がん検診の状況（20歳以上の者のみ）

過去1年間のがん検診の受診機会について、これまで「勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ」で受診した状況しか把握していなかったが、新たに「市区町村からのお知らせ」及び「その他」の選択肢を追加する。

変更案

※ 質問16、補問16-1のがん検診については、健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の中での受診したものも含みます。

質問16 あなたは過去1年間に、下記の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、どのような機会に受診したのかお答えください。

胃がん検診(胃によるレントゲン撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など)	1 受けなかった 2 受けた	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
		1 勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
肺がん検診(胸のレントゲン撮影や喀痰(かくさん)検査など)	1 受けなかった 2 受けた	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
		1 勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
子宮がん（子宮頸がん）検診(子宮の細胞診検査など)	1 受けなかった 2 受けた	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
		1 勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
乳がん検診(マモグラフィ撮影や乳房超音波(エコー)検査など)	1 受けなかった 2 受けた	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
		1 勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)	1 受けなかった 2 受けた	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。
		1 勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他

現 行

※ 質問16、補問16-1のがん検診については、健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の中での受診したものも含みます。

質問16 あなたは過去1年間に、下記の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、勤め先（家族の勤め先を含む）での受診状況をお答えください。

胃がん検診(胃によるレントゲン撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など)	1 受けなかった 2 受けた	勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
		勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
肺がん検診(胸のレントゲン撮影や喀痰(かくさん)検査など)	1 受けなかった 2 受けた	勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
		勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
子宮がん検診(子宮の細胞診検査など)	1 受けなかった 2 受けた	勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
		勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
乳がん検診(マモグラフィ撮影や乳房超音波(エコー)検査など)	1 受けなかった 2 受けた	勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
		勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)	1 受けなかった 2 受けた	勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ
		勤め先（家族の勤め先を含む）からのお知らせで受けましたか。 1 はい 2 いいえ

(審査結果)

本調査事項は、過去1年間のがん検診の受診機会を把握するために設けられたものである。

がん対策基本法（平成18年法律第98号）第9条第1項の規定に基づき策定された「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）において、5年以内に達成すべき目標

として掲げているがん検診受診率50%（胃、肺及び大腸は当面40%）が未達成となっている^(注)。このため、がん検診受診が低調な原因についてより正確に分析するため、検診の受診機会の全体像を把握する必要があるとして、これまで「勤め先からのお知らせ」で受診した状況しか把握していなかったが、新たに「市区町村からのお知らせ」及び「その他」の選択肢を追加して、がん検診受診機会を包括的に把握することとしているものである。

(注) がん対策推進基本計画では、受診率の算定に当たって、海外諸国との比較等も踏まえ、40歳から69歳（子宮頸がんは20歳から69歳）までを対象としている。

平成25年の本調査結果では、男性（40歳から69歳まで）の過去1年間におけるがん検診受診率は、胃がん検診45.8%、肺がん検診47.5%、大腸がん検診41.4%と当面の目標である40%以上を達成している一方、女性（40歳から69歳まで。ただし、子宮がん（子宮頸がん）検診は20歳から69歳まで。）の過去1年間におけるがん検診受診率は、胃がん検診33.8%、肺がん検診37.4%、大腸がん検診34.5%、子宮がん（子宮頸がん）検診32.7%、乳がん検診34.2%となっており、いずれも目標は未達成の状況となっている。

これについては、がん対策推進基本計画において、がんの早期発見のため取り組むべき施策として、「市町村によるがん検診に加えて、職域のがん検診や、個人で受診するがん検診、さらに、がん種によっては医療や定期健診の中でがん検診の検査項目が実施されていることについて、その実態のより正確な分析を行う。」とされており、今回の選択肢の追加はこれに資することから有用であると考えるが、がん検診受診率の目標達成に向けて、選択肢の追加により把握した調査結果が具体的にどのように利活用されるのか、また、利活用の観点からみて、選択肢の妥当性について検討する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項に係る結果については、具体的にどのような分析を行い、どのように活用することを想定しているのか。そのため、どのようなクロス集計等を考えているのか。
- 2 選択肢を設定するに当たっての考え方は何か（例えば、受診機会が多いと思われる事項の順等）。選択肢のうち「3 その他」は、どのような場合を想定したものか。また、報告者が記入に当たって、戸惑ったりすることなく、適切に記入できるよう所要の措置が講じられているか。
- 3 平成26年の部位別がん死亡数について、男性の場合、肝臓がんによる死亡が肺がん、胃がん、大腸がんに次いで多くなっており、また、近年、膵臓がんや前立腺がんの罹患数は増加傾向にあるが、5つのがん検診以外の受診状況について把握する必要はないか。